

兵庫県公報

平成25年4月30日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	1
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係管理規程の整理に関する管理規程	1
病院局告示	
○ 公印の廃止及び新調	2

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。

平成25年4月30日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第6号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第17号）附則第1項ただし書に規定する管理規程で定める日は、平成25年5月1日とする。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係管理規程の整理に関する管理規程をここに公布する。

平成25年4月30日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第7号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係管理規程の整理に関する管理規程

（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部改正）

第1条 次に掲げる管理規程の規定中「兵庫県立淡路病院」を「兵庫県立淡路医療センター」に改める。

- (1) 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）第3条第5項及び第10項の表
- (2) 病院局地域医師修学資金貸与規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第1号）第2条第2号
- (3) 病院局看護師修学資金貸与規程（平成23年兵庫県病院局管理規程第8号）第2条第2項（病院局地方機関処務規程の一部改正）

第2条 病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項の表及び第25条の2第2項の表中

「

県立淡路病院	淡病
--------	----

」

を

「

県立淡路医療センター

淡医

に改める。

(病院局会計規程の一部改正)

第 3 条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

様式第19号中「淡路病院」を「淡路医療センター」に改める。

(病院局公有財産取扱規程の一部改正)

第 4 条 病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「県立淡路病院」を「県立淡路医療センター」に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年 5月 1 日から施行する。

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第 9 号

1 に掲げる公印を平成25年 4月30日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成25年 5月 1 日からその使用を開始する。

平成25年 4月30日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県立淡路病院院長印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県立淡路医療センター
院長印